2010年３月18日

各　　位

テーブルマーク株式会社

当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

テーブルマーク株式会社（本社：香川県観音寺市、社長：山田良一、以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、2010 年１月 29 日開催の取締役会において、当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社（コード番号：2881 名古屋証券取引所市場第二部、以下「ケイエス冷凍食品」または「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること等によりケイエス冷凍食品を当社の完全子会社とすることを決議し、2010 年２月３日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2010 年３月 17 日を以って終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

テーブルマーク株式会社

香川県観音寺市坂本町五丁目 18 番 37 号

（２）対象者の名称

ケイエス冷凍食品株式会社

（３）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
757,925 株	―株	―株

（５）買付け等の期間

平成 22 年２月３日（水曜日）から平成 22 年３月 17 日（水曜日）まで（30 営業日）

（６）買付け等の価格

普通株式　　１株につき金 1,560 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第１項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第９条の４及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の２に規定する方法により、平成 22 年３月 18 日に報道機関に対して公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	731,603 株	731,603 株
新株予約権証券	―株	―株
新株予約権付社債券	―株	―株
株券等信託受益証券（　　）	―株	―株
株券等預託証券（　　）	―株	―株
合計	731,603 株	731,603 株
（潜在株券等の数の合計）	―株	（―株）

（４）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	6,720 個	（買付け等前における株券等所有割合 47.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,070 個	（買付け等前における株券等所有割合 28.46%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	14,036 個	（買付け等後における株券等所有割合 98.16%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	―個	（買付け等後における株券等所有割合 ―%）
対象者の総株主等の議決権の数	14,299 個	

（注１）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしています。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、府令第３条第２項第１号に基づき法27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算から除外される者が保有する株券等に係る議決権（合計20個）についても含めております。

（注３）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 22 年２月 12 日に提出した第 38 期第３四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（１単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。

（注４）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

② 決済の開始日

平成22年３月25日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(https://www.nomurajoy.jp/)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。)。

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、2010年１月29日公表の当社ニュースリリース「当社子会社であるケイエス冷凍食品株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

なお、対象者株式は、現在、株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することを企図しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となることが見込まれます。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

４．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

テーブルマーク株式会社　　香川県観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社名古屋証券取引所　　名古屋市中区栄三丁目８番20号

■当発表資料に関するお問い合わせ先

東京都中央区築地6－4－10

テーブルマーク株式会社 東京本社 コーポレートコミュニケーション部　TEL 03－3546－6802

以上